

群馬県水源地域保全条例（平成二十四年六月二十六日条例第六十四号）

最終改正：平成二五年一〇月一八日条例第六二号

改正内容：平成二五年一〇月一八日条例第六二号

○群馬県水源地域保全条例

平成二十四年六月二十六日条例第六十四号

改正

平成二五年一〇月一八日条例第六二号

群馬県水源地域保全条例をここに公布する。

群馬県水源地域保全条例

群馬県は、利根川の上流に位置し、県土面積の三分の二を森林が占める関東一の森林県である。本県の豊かな森林は、水源の涵養をはじめ、木材の生産、災害の防止などの大切な役割を果たし、首都圏の人々の安全安心で豊かな暮らし、そして、活発な経済活動を支えている。このかけがえのない森林は、私たちの先人が戦後営々と山に木を植え、しっかり手入れをし、大切に守り育ててきたものである。しかしながら、近年、山村地域では過疎化や高齢化が進行し、管理や維持のできない森林も増加している。首都圏の水源を涵養する本県の森林の荒廃は、水源地域そのものの水源涵養機能の低下を招き、ひいては、流域への水の安定的な供給に大きな影響を及ぼす。このような状況において、この森林を適正に整備及び保全し、将来にわたって水源涵養機能を維持していくことは、水源地域を擁する「水源県ぐんま」の責務である。ここに、豊かな水を育む森林を大切に保全することにより、県民をはじめ流域に暮らす全ての人々が森林のもたらす清らかで豊かな水を将来にわたって安心して利用することができるよう、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、水源地域の保全に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び森林の所有者等の責務を明らかにするとともに、水源地域の指定、森林の所有者等に対する助言等及び森林の土地の所有権移転等の事前届出制度等を設けることにより、水源地域の保全に関する施策の効果的な推進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「水源地域」とは、第十一条第一項の規定により指定された地域をいう。

2 この条例において「森林の所有者等」とは、森林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。）について所有権又は使用及び収益を目的とする権利で規則で定めるもの（以下「所有権等」という。）を有する者をいう。

（基本理念）

第三条 水源地域の保全に当たっては、県民をはじめ流域に暮らす全ての人々が水を通して森林の恩恵を享受していることに鑑み、森林の有する水源涵養機能の維持及び増進が図られるようにしなければならない。

2 水源地域の保全に当たっては、森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、社会全体で森林を支えるようにしなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、森林の現状の把握に努めるとともに、森林の有する水源涵養機能の維持及び増進に係る施策を総合的に推進するものとする。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、市町村、関係事業者及び森林の所有者等と連携し、並びに県民と協働してこれを行うものとする。

（県民の責務）

第五条 県民は、水源地域の保全の重要性に関する理解を深め、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（森林の所有者等の責務）

第六条 森林の所有者等は、水源涵養機能をはじめとする公益的機能を有する森林の所有者又は利用者であることを深く認識し、森林の適正な整備及び保全に努めるとともに、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市町村との連携等）

第七条 県は、市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に対して連携協力するとともに、水源地域の保全に関して必要があると認めるときは、市町村に対して必要な協力を求めるものとする。

（国との連携等）

第八条 県は、国と連携協力して水源地域の保全に関する施策の推進を図るとともに、国に対して水源地域の保全に関する必要な措置を講ずるよう積極的に求めるものとする。

(啓発活動等)

第九条 県は、水源地域の保全の重要性について県民、森林の所有者等及び流域に暮らす全ての人々の理解を深めるため、市町村、関係団体及び関係都県と連携し、及び協働して、啓発活動及び広報活動を行うものとする。

(相談及び助言等)

第十条 知事は、水源地域の保全を図るため、森林の適正な整備及び保全について、森林の所有者等からの相談に応ずるとともに、必要な助言、指導及び情報の提供を行うものとする。

(水源地域の指定)

第十一条 知事は、森林の有する水源涵養機能の維持及び増進に資するため、森林を整備し、及び保全する必要がある地域を水源地域として指定することができる。

2 知事は、水源地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

3 知事は、水源地域の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該公告の日から二週間、水源地域の指定の案（以下「指定案」という。）を公衆の縦覧に供さなければならない。

4 前項の規定による公告があったときは、水源地域の指定をしようとする区域内の森林の所有者等及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、規則で定めるところにより、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

5 知事は、指定案に異議がある旨の前項の意見書の提出があったときは、規則で定めるところにより、当該意見書を提出した者の意見を聴取するものとする。

6 知事は、水源地域の指定をするときは、その旨及びその区域を告示するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

7 第一項の指定は、前項の告示によってその効力を生ずる。

8 第二項から前項までの規定は、水源地域の指定の変更又は解除について準用する。

(所有権等の移転等の事前届出)

第十二条 水源地域内の森林のうち森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている民有林（森林法第二条第三項に規定する民有林をいう。）の土地について所有権等を有する者（以下「水源地域内土地所有者等」という。）は、当該民有林の土地の所有権等を移転し、又は設定する契約（規則で定めるものに限る。以下「土地売買等の契約」という。）を締結しようとするときは、当該土地売買等の契約を締結しようとする日の三十日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積

三 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の種別及び内容

四 土地売買等の契約を締結しようとする日

五 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の移転又は設定の後における土地の利用目的

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 当事者の一方又は双方が、国、地方公共団体その他規則で定める法人であるとき。

二 土地の利用目的が、水源地域の保全に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、公益性を有するものであって規則で定めるものであるとき。

三 非常災害のために必要な応急措置を行うとき。

3 水源地域内土地所有者等は、第一項の規定により届け出た同項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(市町村長への通知等)

第十三条 知事は、前条第一項又は第三項の規定による届出があったときは、速やかに、その内容を当該届出に係る土地が所在する市町村の長に通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前条第一項又は第三項の規定による届出に係る土地の利用に関し、当該市町村の長に意見を求めることができる。

3 知事は、前条第一項又は第三項の規定による届出をした水源地域内土地所有者等に対して助言等をする場合において、前項の意見が提出されているときは、当該意見を勧告して、これをするものとする。

(報告の徴収及び立入調査等)

第十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、水源地域内の森林の所有者等に対し、必要な書類の

閲覧、資料の提供又は報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、水源地域内の森林に立ち入り、当該森林を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告等)

第十五条 知事は、水源地域内の森林の所有者等が次のいずれかに該当する場合において、水源地域の保全を図るために必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一 前条第一項の規定による閲覧を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は資料の提供若しくは報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

二 前条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 知事は、水源地域内土地所有者等が第十二条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、当該水源地域内土地所有者等に対し、必要な報告を求め、又は是正を勧告することができる。

(公表等)

第十六条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者又は報告を求められた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったとき、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、規則で定めるところにより、公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(市町村条例との関係)

第十七条 市町村が定める水源地域の保全に関する条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものであると知事が認めるときは、規則で定めるところにより、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しない。

(委任)

第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条から第十六条までの規定は、平成二十四年十月一日から施行する。

2 第十二条の規定は、平成二十四年十月三十一日以後に土地売買等の契約を締結しようとする水源地域内土地所有者等について適用する。

附則（平成二十五年十月十八日条例第六十二号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の群馬県水源地域保全条例第十二条第一項の規定により届出をすべき場合であって、改正後の群馬県水源地域保全条例第十二条第二項第二号に該当するときは、なお従前の例による。